

受講地変更の手続きについて

岩手県で介護支援専門員研修の受講を希望される方へ

1. はじめに

介護支援専門員が、登録を行っている都道府県以外で研修を受けるために必要な手続きを「受講地変更」と呼びます。本紙では、岩手県以外の都道府県で登録をしている介護支援専門員が、岩手県で介護支援専門員研修の受講を希望する際の「受講地変更」の手続きを御案内します。本紙で御案内する介護支援専門員研修には、①実務研修、②専門研修（Ⅰ・Ⅱ）、③再研修、④更新研修（Ⅰ・Ⅱ）、⑤主任研修（主任介護支援専門員研修）、⑥主任更新研修（主任介護支援専門員更新研修）が該当します。

なお、岩手県では「保健福祉部 長寿社会課」が受講地変更の手続きを担当します。また、岩手県における介護支援専門員研修は、指定研修実施機関である「公益財団法人 いきいき岩手支援財団」が行っています。研修日程等の確認は、いきいきいわて支援財団のホームページをご覧ください。

2. 受講地変更の方法

受講地変更を希望される方は、次の順番で手続きを行ってください。

① 登録都道府県の研修担当課に連絡をする。

受講地変更を希望される方は、介護支援専門員として登録している都道府県にあらかじめご相談ください。必要な手続き・書類等を指示される場合があります。

② 岩手県長寿社会課に連絡をする。

本県での研修受講を希望される方は、本県長寿社会課に御連絡ください。御連絡がありましたら、長寿社会課で指定研修実施機関に受入れが可能かどうか確認をしたのち、回答します。

③ 登録都道府県に「研修受講地変更願」を提出する。

本県長寿社会課から受入れ可能の回答を受け取ったら、登録都道府県に「研修受講地変更願」を提出してください。「研修受講地変更願」の様式は各都道府県によって異なります。詳細は、登録都道府県にお問い合わせください。

その際、有効期間中の介護支援専門員証をお持ちの方は、その写しを添付してください。また、実務研修の受講を希望される方は、実務研修受講試験の合格証の写しを添付してください。

④ (都道府県間のやりとり)

希望者から「変更願」を受け取った後、登録都道府県が本県に必要書類を送付します。本県は書類を受けとった後、不備がなければ受講地変更を受諾する旨を、希望者、登録都道府県、指定研修実施機関に通知します。

⑤ 通知の受取り、研修の申込み

本県から通知を受けとったら、研修の申込みを行ってください。申込みの詳細は、いきいき岩手支援財団にお問い合わせください。

注1

研修開始までの期間が短く手続きの日程に余裕がない場合は、岩手県及び登録都道府県に連絡する際、その旨をお伝えください。

注2

国の研修実施要綱によって、介護支援専門員研修は原則として登録都道府県で受講することが定められています。そのため、受講希望人数が非常に多い場合などは、岩手県登録の介護支援専門員の受講を優先し、他都道府県登録の介護支援専門員の受講をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。

3. お問い合わせ先

岩手県 長寿社会課 介護福祉担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

Tel: 019-629-5441 Fax: 019-629-5444

E-mail: AD0005@pref.iwate.jp

公益財団法人 いきいき岩手支援財団

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通 3-19-1

岩手県福祉総合相談センター3階

Tel: 019-629-2300(公表・研修課)

ホームページ:<https://www.silverz.or.jp>